ローン概要説明書

令和８年１０月１日現在

１．商品名	つなぎローン
２．ご利用いただける方	以下の条件を満たす個人の組合員様 ・当組合の出資金を保有する組合員の方 ・満２０歳以上で勤続１年以上の方 ・公的金融機関への融資申込をしている事実が確認できる方 ・自らが居住することを資金使途とした当組合住宅ローン仮審査もしくは本審査の承諾が得られている方
３．資金使途	公的金融機関又は当組合有担保住宅ローンのつなぎ資金
４．お借入金額	・公的金融機関を利用する場合、公的金融機関からの融資額範囲内 ・当組合仮審査承諾金額の場合、仮審査承諾金額の範囲内かつ仮定退職金に加算仮定退職金を加算した範囲内 ・当組合本審査承諾者の場合、当組合融資決定金額の範囲内 ＜仮定退職金＞ 勤務年数により、お申込み時点で受け取ることができる退職金を当組合の基準で計算した額のことです。 ＜加算仮定退職金＞ 上記、仮定退職金に３００万円を上限として加算できる額のことです。
５．お借入期間	融資実行日までとします。
６．お借入金利	・固定金利型でのお取扱いとなります。 ・お借入金利は、契約日の金利が適用されます。 ＜固定金利＞ 契約期間中は、金利の見直しを実施せず返済額も変わりません。
７．お申込に必要な書類	・直近の給与明細（写） ・前年の源泉徴収票（写） ・公的金融機関からの融資予約決定通知書（写） ・当組合住宅ローン仮審査結果について（ご回答）（写） ・当組合融資決定証明書（写） ・その他当組合が必要とする書類 ※連帯保証人予定者様の源泉徴収票等収入証明書（写） ※連帯保証人予定者様のご本人確認資料（写） ※印は、該当者の方のみ必要となります。
８．返済方法	・一括返済 毎月の返済は、発生せず返済期日に元金および経過利息を合計して一括へご返済いただく返済方法です。 返済日は、「土曜日」、「日曜日」、「祝祭日」、「国民の休日」以外の当組合営業日とさせていただきます。
９．保証人・保証料等	・ご希望金額２００万円までは原則不要です。 ただし、ご希望金額２０１万円以上、または当組合無担保融資残債を加算して２００万円を超える場合には連帯保証人（配偶者・保証能力のある親族または組合員）を１名立てていただきます。 ・保証料は原則かかりません。
10．手数料	一括返済手数料、各種変更手数料、事務手数料等は、現在かかりません。
11．担保	・原則不要 ただし、当組合本審査承諾者の場合でご融資額が仮定退職金に加算仮定退職金を加算した範囲内を超過する場合は、ご融資対象となる土地及び建物に第一順位の抵当権を仮登記させていただきます。 ・担保設定に要する費用につきましては、組合員様にご負担いただきます。
12．団体信用生命保険	団体信用生命保険での保障は対象外となります。
13．繰上返済等	一括返済を実施する場合には、「繰上返済等依頼書（兼口座振替依頼書）」の提出が必要となります。
14．苦情処理措置 及び紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問い合わせは、お取引先店舗または下記の窓口をご利用ください。 【東京消防信用組合　総務部総務課】 住　　所：東京都千代田区大手町１－３－５（東京消防庁内） 電　　話：０３－３２１２－４０５０ 受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分（土日及び金融機関の休日を除く） なお、苦情手続きについては、別途リーフレットをお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 また、苦情等のお申出は、当組合のほか下記の機関でも受付しています。詳細は、当組合総務部総務課へご相談下さい。

名　　称	東京地区しんくみ相談所 （一般社団法人　東京都信用組合協会）	しんくみ相談所 （一般社団法人　全国信用組合中央協会）
住　　所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）
電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456
受付時間	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9：00～17：00	月～金（祝日及び当協会の休業日を除く） 9：00～17：00

・紛争解決措置

名　　称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住　　所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（除　祝日、年末年始） 9：00～12：00、13：00～15：00	月～金（除　祝日、年末年始） 9：00～12：00、13：00～16：00	月～金（除　祝日、年末年始） 9：00～12：00、13：00～17：00

上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部総務課または「しんくみ相談所」へお申出下さい。また、組合員様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

15．その他	・お借入金額に応じた印紙税が必要になります。 ・お申込みに関しては、当組合所定の審査が必要になります。審査結果によっては、ご希望にそいかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・退職時に融資残高がある場合は、原則退職金で全額ご清算していただきます。 ・金利及び返済額については、店頭、お電話または当組合ホームページでご確認ください。 ・概要説明書は、店頭、または当組合ホームページでもご確認いただけます。 ＜東京消防信用組合ホームページ＞　https://www.shoubou.co.jp/